

電気製品認証協議会の入退会等基準

電気製品認証協議会（SCEA）事務局

電気製品認証協議会（以下、「協議会」という。）会則第4条第2項に基づき、協議会への入会及び退会等に関する基準（以下、「入退会等基準」という。）を以下のとおり定める。

1．会員の資格

- (1) 学識経験者、電気製品等の製造、輸入、流通及び消費者の団体等（以下、「学識経験者、諸団体等」という。）の会員の資格は、協議会の趣旨・目的に賛同するものとする。
- (2) 認証機関の会員の資格は、自ら試験・検査・認証を行う組織体制を有する認証機関であって、協議会の趣旨・目的に賛同するものとする。
ただし、電気用品安全法（以下、「電安法」という。）に基づく違反により、国内登録検査機関を取消しされたものは、登録の取消し後4年間は会員の資格を有しないものとする。

2．学識経験者、諸団体等の入会

学識経験者、諸団体等の入会にあたっては、2 会員の推薦を必要とし、幹事会で審議し、総会で承認する。

3．認証機関の入会

(1) 入会受付

認証機関の入会受付にあたっては、2 会員の推薦を必要とし、電安法の国内登録検査機関としての実績を鑑み、幹事会で受付受理及び入会審査開始の可否を審議する。

(2) 入会審査

入会受付が受理された場合、幹事長が指名したものが、別途定める「認証機関の入会審査基準」（SCEA 運用基準 002）に基づいて入会審査を行う。

(3) 入会審議

認証機関の入会にあたっては、上記3.(2)の入会審査の結果を幹事会で審議し、出席者の2/3以上の賛成を必要とし、総会で承認する。

4．会員の資格の喪失

会員が次の各号の一つに該当するときは、幹事会で会員の資格を判断し、総会に報告する。

- 解散または倒産したとき
- 協議会の経費を滞納したとき
- 退会したとき
- 会員の取消しが行われたとき

5．会員の退会

会員は、退会届を提出することにより、協議会を退会することができる。

6. 会員の取消しまたは認証業務の一時停止

会員が次の各号の一つに該当するときは、幹事会の議を経て、会員を取消し、または認証機関にあっては期間を定めて認証業務のすべて若しくは一部を停止することができる。この場合において、当該会員は幹事会に出席し、意見を述べることができる。

会員が協議会の会則に違反したとき、または協議会の目的に反する行為を行ったとき
会員が協議会の名誉を汚し、または著しく信用を失うような行為があったとき
認証機関にあっては、次の各号の一つに該当するとき

- 1) 別途定める「認証機関の入会審査基準」(SCEA 運用基準 002)を満たさなくなったとき
- 2) 電安法の国内登録検査機関としての資格を有しなくなったとき
- 3) 別途定める「Sマーク使用規則」(SCEA 運用基準 003)に重大な不適合となる事態が発生したとき
- 4) 協議会が認める正当な理由がないのに、経費及び各種報告等協議会からの請求を拒んだり、または虚偽の報告をしたとき

7. 権利の喪失

会員が退会した場合や会員の取消しをされた場合は、会員としての一切の権利を失い、すでに納付した経費、その他協議会の資産に対して何らの請求権を持たない。

8. 再入会

会員が退会した場合や会員の取消しをされた場合の再入会については、その経緯を踏まえて幹事会で慎重に入会の審査を行う。

なお、認証機関が退会した場合や会員の取消しをされた場合は、その退会または取消しの日から4年間は再入会できない。

以 上